

全員協議会会議録

1	開 会	2
2	あいさつ	2
3	議 題	2
(1)	報告事項について	2
①	塩谷広域行政組合議会について.....	2
②	矢板市デジタル戦略の策定について.....	3
③	令和2年度矢板市一般会計決算の概要について.....	4
④	自動交付機の廃止に伴う市民カード・印鑑登録証の取扱いについて	8
⑤	事故報告について.....	10
⑥	矢板市電子図書館の開設について.....	11
4	その他	11
5	閉会	16

日 時	令和3年7月15日(木)	午前10時01分～午前10時34分
場 所	議場	

○ 出席者

【 議員15人 】

- ① 石 塚 政 行
- ② 掛 下 法 示
- ③ 神 谷 靖
- ④ 中 里 理 香
- ⑤ 高 瀬 由 子
- ⑥ 櫻 井 惠 二
- ⑦ 藤 田 欽 哉
- ⑧ 佐 貫 薫
- ⑨ 伊 藤 幹 夫
- ⑩ 関 由紀夫
- ⑪ 小 林 勇 治
- ⑬ 宮 本 妙 子
- ⑮ 中 村 久 信
- ⑭ 石 井 侑 男
- ⑯ 今 井 勝 巳

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市 長 齋 藤 淳一郎
- ② 副市長 横 塚 順 一
- ③ 教育長 村 上 雅 之
- ④ 総務課長 塚 原 延 欣
- ⑤ デジタル戦略課長 石 川 民 男
- ⑥ 秘書広報課長 佐 藤 賢 一
- ⑦ 税務課長 丸 谷 久美子
- ⑧ 健康増進課長 村 上 治 良
- ⑨ 市民課長 星 哲 也
- ⑩ 建設課長 和 田 理 男
- ⑪ 生涯学習課長 高 久 聡 子

※新型コロナウイルス感染症対策のため、関係する職員のみ出席

【 議会事務局 】

- ① 事務局長 薄 井 勉
- ② 副主幹 黒 崎 真 史
- ③ 主査 粕 谷 嘉 彦

1 開 会

○議長（今井勝巳） ただいまから、全員協議会を開会いたします。

（10：01）

2 あいさつ

○市長（齋藤淳一郎） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は御多用のところ御出席を賜りまして、ありがとうございます。

本日の議題につきましては、矢板市デジタル戦略の策定についてなど5件で
ございます。

これらの件につきましては、所管する部課長から御報告いたしますので、よ
ろしくお願いを申し上げます。

簡単でございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

3 議 題

(1) 報告事項について

① 塩谷広域行政組合議会について

○議長 私から御報告を申し上げます。

去る7月7日、午後1時45分からエコパークしおやにおいて、全員協議会
が開催され、その後、第143回塩谷広域行政組合議会臨時議会が開会されまし
た。

議案については、議案第1号 塩谷広域行政組合職員の服務宣誓に関する
条例の一部改正についてほか3件が提出され、原案のとおり可決されました。
議案のほか、管理者の専決処分事項1件がありました。また、副議長の辞職に伴

い、副議長選挙が行われ、高根沢町の鈴木功議長が就任いたしました。

以上報告を終わります。

○議長 このことについて御質疑ございませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

次に進みます。

② 矢板市デジタル戦略の策定について

○議長 説明を求めます。

○デジタル戦略課長(石川民男) それでは矢板市のデジタル戦略策定の概要について御報告いたします。

資料報告②のほうでございます。まずデジタル戦略策定の目的でございますが、昨今のデジタル技術の急激な進展に伴いまして、ライフスタイルが大きく変化してきていることや、新型コロナウイルスの蔓延により、社会経済を求める国民の意識や行動・価値にまで世の中の対応・変化をもたらしたことで、行政サービスや働き方を見直す必要性が高まりまして、新しい社会モデルの構築が必要となってきたことから、本市でそうした社会全体のデジタル化に向けた取組を矢板市デジタル戦略と位置付けまして、その基本的な考え方、内容等を指し示すものとして策定しようとするものでございます。

次に計画の位置付けでございます。策定に当たりましては、国のデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針、デジタルガバメント実行計画、自治体DX推進計画。そうしまして、栃木県において策定されたとちぎデジタル戦略、そして矢板市において策定されたやいた創生未来プランなどを踏まえながら、市の自治体デジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXというものでござ

いますが、必要な指針及び施策を具体化していくものでございます。また、このデジタル戦略は、国からの策定が努力義務とされている、市町村官民データ活用推進計画としても位置付けてございます。

続きまして策定体制です。策定委員会は、庁議委員を母体として構成いたします。策定委員会には、外部有識者のアドバイザーといたしまして、宇都宮大学の准教授、栃木県デジタル戦略課長、そして、先日委嘱式を行いました地域活性化企業人の3名を選任いたします。

策定委員会幹事は、調整会議委員を母体といたしまして構成いたします。

ワーキンググループにつきましては、部会長は私デジタル戦略課長並びに部会長が指名する課長補佐級をもって構成いたします。

最後に策定スケジュールでございますが、資料表のとおりですね、9月に基本方針を策定いたしまして11月に素案作成、12月にパブリックコメント、1月に最終案を作成いたしまして、2月に策定公表の予定ということで進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質問等がありましたらお願いいたします。

(なし)

○議長 ないものと認めます。次に進みます。

③ 令和2年度矢板市一般会計決算の概要について

○議長 説明を求めます。

○総務課長(塚原延欣) それでは令和2年度矢板市一般会計決算の概要につきまして御説明を申し上げます。

この令和2年度の矢板市一般会計の決算概要、こちらがまとまりましたので、

現段階においての概要とはなりますが、御報告をさせていただきます。

説明の前に、まず、この決算の結論を申し上げますと、これから説明をさせていただきます大型事業、また、これに加えまして命を守る、経済を復興する、学びを取り戻すといったアフターコロナ矢板創生戦略、こちらも着実に取り組みながら健全な財政運営ができております。

それでは、資料によりまして説明をさせていただきます。資料そのものはいすね表紙がありますが、11 ページのものとなります。この資料には5つの決算項目で構成されておりまして、それぞれの決算項目のところには、四角で囲った各区分の主なもの、令和元年度との比較増減と、その理由については概要に記してございます。これからの説明の中では個々の概要の読み上げ等は割愛をさせていただければと思います。また、説明の際にはこの四角の概要と一覧表の御確認をいただきながらお聞き取りをいただければと思います。この概要の中では紙面の都合上、新型コロナウイルス感染症を「新型コロナ」と略して記載しておりますことを御理解願いたいと思います。また、項目の最後に参考としまして用語説明も記載しておりますので参考までに御覧いただければと思います。

前置きが長くなりましたが、それでは1 ページの1 決算規模について、でございます。(1) 決算規模の推移の表の一番下が令和2年度となります。以降、同様にこういった表の年度ごとのものが、一番下のものが令和2年度ということになります。

令和2年度の一般会計の決算規模について、まず、歳入であります。185億7,669万6,000円、対前年度比35億4,168万円、率で23.6%の増でございます。増の主な要因は、特別定額給付金給付費補助金、これをはじめとした新型コロナウイルス関連の国庫補助金など大幅に増額になったことによります。

次に、歳出ですが 175 億 5,878 万 6,000 円で対前年度比 30 億 3,097 万 9,000 円、率で 20.9%の増となっております。増加の主な要因といたしましては特別定額給付金事業を始めとした、新型コロナ関連の事業やこの概要に記載がございます、大型の事業などによりまして、大幅な増となっております。

続きまして 2 決算収支でございます。(1)の決算収支一覧となりますが、①歳入総額から②歳出総額、これを差し引きました③形式収支と、この形式収支から④翌年度に繰越すべき財源を差し引きました⑤実施収支はともに黒字決算となっております。

また⑥単年度収支と、⑩実質単年度収支についてもそれぞれ黒字決算となっております。

その下、(2)決算収支の推移であります。表の右端の実質収支比率であります。令和元年度より 6.3 ポイント増加し 12.7%となったところであります。

続きまして 2 ページをお願いいたします。3 の歳入についてですが、この区分の主なものの、増減の理由は概要に記載のとおりとなっております。

ここで一覧表の下から 2 行目、自主財源につきましては、市税、財産収入、寄附金、諸収入、こちらは増加したものの、分担金及び負担金、使用料及び手数料、繰入金、繰越金が減少したほか、特に依存財源であります、新型コロナ関連の国庫補助金の大幅な増加によりまして、令和元年度に比べまして 10.1 ポイント減少し、35.4%となっております。

続きまして 3 ページをお願いいたします。地方税内訳一覧となります。こちら、市税の内訳となりまして、市税は新型コロナに起因する景気悪化等によりまして個人及び法人市民税が減少したものの、償却資産の増加により固定資産税が堅調であったということから表の一番下になりますが 0.5%の伸びとなっております。詳細につきましては後ほど御覧いただければと思います。

4 歳出についてであります。目的別歳出、4ページになりますが、性質別歳出ともに主なものを令和元年度との比較につきまして、また、その理由につきましては、概要に記載のとおりとなっております。(4)性質別歳出一覧、表の下から2行目となりますが、義務的経費、こちらは新型コロナ対策関連事業で決算額が増加したことなどによりまして、令和元年度に比べ7.4ポイント減少し35.2%となっております。投資的経費、こちらはですね、決算は増加しておりますが、やはりこちらにも新型コロナ対策関連事業で決算額が増加したことなどによりましては、前年度に比べ0.6ポイント減少し14.6%となっております。

続きまして5ページをお願いいたします。5 財政構造について、でございます。(1)財政構造の財政指標等になります。こちらの増加の理由は、概要のほうに記載したとおりであります。一番上の表の左端、経常収支比率こちらは1.9ポイント改善し89.4%となっております。将来負担比率は3.6ポイント増加し、53.8%となっております。実質公債費比率は0.1ポイント増加し、9.1%であります。

その下の表ですね、一番右端になりますが、地方債現在高、こちらは4.3%増となっております。一番下の表の積立金現在高でございますが、こちら基金全体の全体としまして、2.0%の増となっているところであります。

6ページ以降につきましては、これらをグラフにしたものというものでありますので、こちら後ほど御覧いただければと思います。

令和2年度一般会計決算の概要につきましての説明は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はございませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

次に進みます。

④ 自動交付機の廃止に伴う市民カード・印鑑登録証の取扱いについて

○議長 説明を求めます。

○市民課長（星哲也） 自動交付機廃止に伴う市民カード・印鑑登録証の取扱いについて報告いたします。

市役所の市民課の前に設置してあります自動交付機は、市民カード、または印鑑登録書をお持ちの方に、住民票の写し、印鑑登録証明書の取得について御利用いただいております。この自動交付機については、令和4年2月28日をもって、機械のリース期間の満了となりますが、コンビニでのマイナンバーカードによる印鑑登録証明書等の交付を開始したことと、機械の導入元から、今後は自動交付機の製造及び保守を実施しない旨の報告を受けたことから、リース期間の満了をもって運用を廃止することといたします。自動交付機の廃止に伴い市民カードと印鑑登録証の取扱いに変更が生じますので、今回報告するものでございます。

右側のページ別添資料を御覧ください。令和4年2月28日までは、市民カード、印鑑登録証とも、市民課窓口と自動交付機で御利用いただけます。窓口では交付申請書に市民カードまたは印鑑登録証を添えて、印鑑登録証明書の取得を御利用いただきます。交付機では、暗証番号等の入力と機械を操作し、住民票の写し、印鑑登録証明書の取得に御利用いただいております。

自動交付機の運用が廃止となった3月1日以降は、窓口で印鑑登録証明書を取得するときのみ御利用いただくこととなります。自動交付機は廃止となりますが、窓口で印鑑登録証明書を発行する場合には、必ず必要となりますので、市民の皆様には、市民カード、または印鑑登録書については引き続き大切

に保管をお願いすることになります。市民カードにつきましては、名称は「市民カード」ですが、当分の間は、印鑑登録証としての取扱いを継続いたします。なお、3月1日以降は、「市民カード」という名の名称のカードの新規発行はいたしません。印鑑登録証のみ発行交付をいたします。

資料は左のページに戻っていただきます。こちらのカードと登録証の取扱いが変更になりますので、条例等の改正等を行う必要がございます。該当の条例・規則・規程については、資料の中ほど「1 条例等の改正内容」の(1)から(4)の記載のとおりでございますが、(1)の矢板市印鑑条例の一部改正については、次の矢板市議会定例会、9月議会に提案予定でございますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

最後になりますが、自動交付機の廃止に伴い、この市民カードや印鑑登録証では、休日や閉庁時の印鑑証明書の取得ができなくなるわけですが、今後マイナンバーカードの取得を推進いたしまして、コンビニ交付の利用の拡大を図ってまいります。

以上でございます。

- 議長 ただいまの説明に対して御質疑等はありませんか。
- 中村議員 1点お尋ねいたします。ただいまの説明ではマイナンバーカードで、証明書のコンビニ交付ができるということだったと思いますが、マイナンバーカードの取得時期にかかわらず、今マイナンバーカードを持っていて、印鑑登録をしている方は、コンビニで取得できるという認識でよいでしょうか。
- 市民課長 おっしゃるとおりでございます。マイナンバーカードに4桁の暗証番号を登録されている方は、コンビニで、印鑑証明書、住民票等を取ることができます。

○中村議員 印鑑証明書を取得する場合に、コンビニで取得できるということ
でありますから、この印鑑登録証、もしくはこの市民カードなるものは、も
う使わなくても用が足りるということになるのかなと思いますが、窓口で発
行の手続きを取るときだけ、それが必要ですよという認識でよろしいですね。

○市民課長 おっしゃるとおりでございます。窓口においでの際には、市民カ
ードもしくは印鑑登録証で、コンビニでお取りになる場合には、マイナンバー
カードというような使い分けをしていただくこととなります。

○議長 ほかに質疑ございませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

次に進みます。

⑤ 事故報告について

○議長 説明を求めます。

○建設課長(和田理男) 市道において発生した事故について報告いたします。

発生日時は令和3年6月24日の午前9時30分頃、場所は鹿島町地内、栃
木県庁塩谷庁舎の南側、市道幸岡鹿島町1号線においてです。

状況としましては、現場作業班が市道の除草作業を実施中、細かい飛び石が
防止対策ネットを越えて車道に飛散した結果、幸岡方面から東へ走行中の車
両のフロントガラスに損傷が生じたものです。

今後の対応でございますが、事故当事者の方と示談交渉を行い、合意成立し
た場合には専決処分など所定の手続きを進めてまいりますので、よろしくお
願いいたします。

なお、今回の事故発生を踏まえ、改めて除草作業時の安全対策の徹底を行い、

事故の再発防止に努めてまいります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

次に進みます。

⑥ 矢板市電子図書館の開設について

○議長 説明を求めます。

○生涯学習課長（高久聡子） 24 時間インターネットを通じて、電子書籍の予約貸出し・返却ができる矢板市電子図書館を 8 月 3 日火曜日午前 9 時に開設することを報告いたします。

特徴といたしましては、(1)から(4)までございますが、特に、学校電子図書館ともなりライブラリーや矢板市郷土資料館デジタルミュージアムとの連携ができるようにします。今後、ホームページや図書館窓口におきまして周知を行ってまいります。

以上、矢板市電子図書館の開設について報告を終わります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

4 その他

○議長 予定した議題では全て終了いたしました。議員各位及び執行部から何かありませんか。

(健康増進課長挙手)

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長（村上治良） 新型コロナウイルス感染症対策につきまして一括して御報告いたします。なお資料はございませんのでお聞き取り願います。

まず矢板市の感染状況についてですが、これまで陽性判明した方は7月5日を最後に、本日現在28名と県内の中でも、人口10万人当たりの感染者数としては、県内25市町の中で最も少ない水準に抑えられております。

これは日頃から市民の皆様の基本的な感染対策の徹底及び不要不急の外出を極力控え、人との接触を減らしていただいている成果であると考えており、感謝を申し上げるところであります。

次に、65歳以上の高齢者の方を対象とした集団接種につきましては、5月2日から7月11日まで日曜日のみ11日間実施いたしまして、2回目まで接種が完了した方は2,938人となっているところです。

それに加えて、各医療機関の個別接種も順調に進み、県が発表している、7月13日時点のデータによると、矢板市においても、1回目接種率が73.45%、

2回目接種率が38.87%と、ワクチン接種の加速化が図られてきたところがあります。さらに、とちぎワクチン接種センター、宇都宮市にございますが、接種につきましては、7月末までに2回目の接種が完了する方、そして7月3日までに接種して下さった545人の方が、県接種会場へ足を運んでいただいたこととなります。これは周辺市町と比較しても、接種人数は非常に多いと聞き及んでいるところでもあります。

6月28日から予約を開始した第4期の集団接種につきましては、1回目接種日が7月18日のみ予約枠が埋まりましたが、7月25日は予約の空きが出ておりまして、8月分は予約がなかなか入らない状況となりましたので、7月後半からは、高齢者の次の接種順位である基礎疾患を有する方の接種に移っていく予定で考えておりました。基礎疾患を有する方につきましては、7月2

日までに往復はがきとインターネットにて事前届け出を行い、約 2,800 名の方がおりましたので、クーポン券、接種券があれば、市外の医療機関、国や県の大規模接種センターなどで接種が可能になるため、7月7日にクーポン券を発送したところであります。また、県が示した、優先接種の対象となる高齢者施設や障害者支援施設の従事者、児童福祉施設の従事者、小中高教職員などや、企業、大学などの職域接種、国、県の大規模接種センターにて、接種を希望される方には、先週からクーポン券の送付を行っているところであります。さらに、国では、ワクチン接種の対象年齢を12歳まで下げたため、現在、12歳から15歳の保護者の方へ、小中学校のメール配信システムを活用した、意向調査を行っているところであります。文部科学省では、学校での集団接種について現時点で推奨するものではないとされており、ワクチン接種は、ワクチンの効果や副反応などを理解した上で、受けていただくものでありますので、市といたしましても慎重に判断すべきものと捉えており、接種希望や基礎疾患の有無を、現在調査しているものでございます。

このような中、昨今の新聞報道等により皆様既に御承知と思いますが、今後はこれまでのような、国からの十分なワクチン供給が受けられない見通しとなったため、全国の自治体でも8月以降の接種計画が立てられない状況に陥っており、矢板市におきましても集団接種の8月以降の新規予約の受付が、現在はできない状況となっております。

このような状況であるため、7月6日に、市長自ら県知事へ新型コロナウイルス感染症対策についての緊急要望を行っていただきまして、ワクチンの安定供給について、国に強く働きかけていただくよう要望活動を実施していただいたところであります。

当初、7月20日に矢板市に配分されたワクチンの数量は2箱。1箱は1,170

回分しかございませんが、2箱のみであったため、個別接種を7月19日の週から一部停止しなければならない状況となりましたが、追加配分として、2箱が追加され、集団接種、個別接種ともに、既に予約が取れている方へのキャンセルは発生しないで済む状況になったところではありますが、個別接種のペースダウンとならざるをえない状況でございます。

今後の見通しですが、依然としてワクチン供給は大変厳しい状況であり、今日現在、基礎疾患を有する方への集団接種を開始する日程はまだ決まっておりません。そのため、基礎疾患を有する方が、クーポン券をお手元に届いているのに、すぐに接種が受けられない、受けられない状況となっていることについて、明日の新聞折り込み等で、市民の皆様にお知らせしてまいります。

昨日ですね下野新聞の報道にありますように、国から県へのワクチン供給が、8月前半の配分では、市、町の希望量の約45%にとどまるということが明らかになりました。

本市でも、当面の間、ワクチン接種を減速せざるをえない状況となっていることを御理解いただきまして、今後も引き続き、医師団の皆様の御協力をいただきながら、ワクチンの供給状況を見据えた対応をしてまいりたいと考えております。

なお、7月6日の県知事への緊急要望として、ワクチンの安定供給とともに、観光業や飲食業にとっては、書き入れどきとなる夏季休暇期間が迫る中、感染拡大防止に留意しつつ、その振興にも注力する必要があるため、第2弾、県民1家族1旅行推進事業の実施についても要望いたしましたが、このたび、延期されたところでもあります。

そこで今回、市独自の取組といたしまして、昨年度も商工観光課において実施した市内周遊ワクワククーポン券発行事業、8月の実施に向けて現在準備

を進めており、コロナ禍中において、市内観光事業者を支援するとともに、市民に市内で、過ごしていただけるよう、やいたマイクロツーリズムの取組を推進してまいりたいと考えております。

なお使用期間は8月の1か月間で、8月の広報と併せて、1世帯につき400円のクーポン券を5枚配布することとし、対象となる観光施設につきまして現在調整しているところでございます。

以上、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、健康増進課から、一括しての御報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長 説明等は終わりました。御質疑ありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。ほかにございませんか。

(税務課長挙手)

○議長 税務課長。

○税務課長(丸谷久美子) 昨日、7月14日に発生しました、車両事故について報告いたします。資料はございませんので、お聞き取り願います。

事故発生日時は令和3年7月14日午前11時40分頃、場所は矢板市役所入口の交差点です。

事故の状況としましては、税務課職員が、庁用車にて大田原市へ出張し、帰庁のため、市道本町扇町4号線、通称前新通りを扇町方面から、信号が青の当該交差点に進入したところ、市道境林下太田1号線を北上してきた車両と衝突したものです。被害状況としましては、庁用車のフロント部の破損と相手車両の前方、右側面の破損となります。事故の相手方、市職員ともけがはありませんでした。取り急ぎ報告させていただきましたが、今後、事故の相手方と被

害状況等について調査、協議を進め示談交渉を行い、合意成立した場合は、専決処分など所定の手続きを進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

なお、今回の事故発生に際し、関係者の皆様をはじめ、多くの皆様に御迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げますとともに、今後このような事故を発生させないよう、さらに職員に対し、交通安全教育の徹底を図ってまいります。

車両事故の報告は以上です。

○議長 ただいまの説明に対して御質疑等はございませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。その他についてほかにごございませんか。

(なし)

5 閉会

○議長 以上で全員協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(10 : 34)

令和 年 月 日

議長